議 案 第 4 号

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 富士見市介護保険条例(平成12年条例第6号)の一部を改正する条例を別紙のと おり制定する。

令和3年2月9日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提案理由

第8期高齢者保健福祉計画の策定等に伴い、富士見市介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市介護保険条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」 に改め、同項第1号中「30,864円」を「32,472円」に改め、同項第2号 中「43,209円」を「45,460円」に改め、同項第3号中「46,296円」 を「48,708円」に改め、同項第4号中「55,555円」を「58,449円」 に改め、同項第5号中「61,728円」を「64,944円」に改め、同項第6号 中「68,518円」を「72,087円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」 の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする」を「とし、当該合計所得金が0 を下回る場合には、0とする」に改め、同項第7号中「80,246円」を 「84,427円」に改め、同項第8号中「101,851円」を「107,157 円」に改め、同項第9号中「104、937円」を「110、404円」に改め、同 項第10号中「117,283円」を「123,393円」に改め、同項第11号中 「123,456円」を「129,888円」に改め、同項第12号中 「129,628円」を「136,382円」に改め、同項第13号中 「135,801円」を「142,876円」に改め、同条第2項中「令和2年度」 を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,518円」を 「19,483円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5 年度までの各年度」に、「18,518円」を「19,483円」に、 「30,864円」を「32,472円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を 「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,518円」を 「19,483円」に、「43,209円」を「45,460円」に改める。 附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額(地方税法第292条第 1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)に所得税法(昭和40年法律第 33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公 的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定につい ての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合 において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条及び附則第10条の規定 は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの保険料に ついては、なお従前の例による。